

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第39条の3第1項の規定に基づき、
下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

1	マイクロチップの識別番号	マイクロチップに付属のバーコードシールを貼付けてください		
2	犬又は猫の名			
3	犬又は猫の別	☐ 犬	☐ 猫	
4	犬又は猫の品種			
5	犬又は猫の毛色			
6	犬又は猫の生年月日			
7	犬又は猫の性別	☐ 雄(オス)	☐ 雌(メス)	
8	2 から 7 までのほか 犬又は猫の特徴となるべき事項			
9	マイクロチップの装着日	令和	年	月 日
10	マイクロチップを装着した施設名及び 所在地 (診療施設にあっては獣医療法施行規則 第1条第1項第3号に規定する開設の場所)	〒		
11	マイクロチップを装着した施設の 電話番号			

マイクロチップを装着した
獣医師の氏名

本マイクロチップ装着証明書を用いて、マイクロチップ情報の登録を以下より行ってください。

マイクロチップの
登録先

犬と猫のマイクロチップ情報登録
環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会
<https://reg.mc.env.go.jp/>



動物の愛護及び管理に関する法律第39条の5第9項の規定に基づき、犬猫等販売業者は、「登録証明書」とともに
犬猫を譲渡する必要があります。

※本マイクロチップ装着証明書は登録証明書ではありません。

備考:この登録証明書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。